

総基料第53号  
平成15年3月27日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 三浦 惺 殿

総務省 総合通信基盤局長  
有 富 寛 一 郎

光ファイバに関する標準的期間等について講ずべき措置  
(平成15年3月14日総基料第36号関連)

標記に関しては、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（光ファイバに係る手続の見直し、標準的期間の設定等について）」の諮問に対する情報通信審議会の答申（平成15年3月14日付け情審通第37号）において、別紙のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 貴社において、加入光ファイバの提供可能時期の調査及び伝送損失の調査に係る事前照会の標準的期間並びに加入・中継・局内光ファイバの接続申込の日から接続の日までの標準的期間については、今後の実施状況及び短縮するための方策についての他事業者からの意見を踏まえ、1年後を目途に見直しを行うこと
- 2 接続事業者が遡及精算時に不測の出費とならないよう、加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遡及精算までの間、3ヶ月ごとにこれを公表すること

(答 申)

平成15年1月29日付け諮問第1087号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する。

- (1) NTT西日本においては、加入光ファイバについて提供不可との回答を行った後に敷設計画を立てた場合、接続事業者が当該敷設計画を知ることができるような措置を速やかに講ずること(考え方1)
- (2) NTT東日本・NTT西日本においては、加入・中継・局内光ファイバの接続申込の日から接続の日までの標準的期間について、今後の実施状況及び短縮するための方策についての他事業者からの意見を踏まえ、1年後を目途に見直しを行うこと(考え方4)
- (3) NTT東日本・NTT西日本においては、加入光ファイバの提供可能時期の調査及び伝送損失の調査に係る事前照会の標準的期間について、今後の実施状況及び期間を短縮するための方策についての他事業者からの意見を踏まえ、1年後を目途に見直しを行うこと(考え方9)
- (4) NTT東日本においては、接続事業者が遡及精算時に不測の出費とならないよう加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遡及精算までの間、3ヶ月ごとにこれを公表すること(考え方12)